

鹿屋市産業支援センタービジネス支援オフィス入居検討委員会開催要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市産業支援センタービジネス支援オフィス入居検討委員会開催要綱（平成23年鹿屋市告示第34号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 商工観光振興監
- (2) 商工振興課長
- (3) 商工振興課ビジネスコーディネーター
- (4) 商工振興課専門相談員

第6条中「産業振興課」を「商工振興課」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。